

原発賠償京都訴訟原告団共同代表の堀江みゆきです。
署名や傍聴の参加など、いつも本当にありがとうございます。

今年は元日から能登半島地震があり、皆さんも本当に驚かれたことと思います。まずは被災された方にお見舞い申し上げたいと思います。

今回の被災状況を見ると、原発に異常があり危険だとしても、逃げたくても逃げられない、避難できないということが明らかになったと思いました。滋賀原発が稼働していなくて本当に良かったと思いますし、原発はいらないということを再確認しました。

本日は、配布したチラシにもありますが、京都訴訟は5月22日に大阪高裁の結審を迎えることになり、残り2回の期日を残すのみとなりました。

皆さん、ご存知の方も多いとは思いますが、今日は京都訴訟のこれまでの経過と現在の取り組みなどをみていただきまして、3月の期日や大阪高裁前の行動にぜひ一緒に参加していただければと思います。⇒②

まず、この裁判は、2013年の9月に国と東電に損害賠償を求めて京都地裁に提訴して始まりました。原告のほとんどが避難区域外からの避難者であり、避難の相当性が認められるかどうかが大きな争点となる裁判でした。⇒③

この裁判の目的は、

- ① 原発事故を引き起こした東京電力と国の加害責任を明らかにすること。
- ② 少なくとも法定被ばく限度を超える放射能汚染地域の住民について「避難の権利」を認めさせること
- ③ 原発事故によって元の生活を奪われたことに伴う損害を東京電力と国に賠償させること、この3つで

さらに、各地で闘われている原発賠償訴訟での勝利判決をテコに、子どもはもちろん、原発事故被災者全員に対する放射能健診、医療保障、住宅提供、雇用対策などの恒久対策を国と東京電力に実施させることを目指してやってきました。⇒④

2018年3月に京都地裁で判決があり、一部勝訴という結果でした。これは国や東京電力の事故の責任を認めながらも、避難の相当性について全員が認められる判決とはならなかったからです。⇒⑤

この判決では、

原発敷地を超えるような巨大津波が起きることは予見できたこと

津波対策をとっていれば今回のような事故は回避できたことなどを認めて、国と東

電の責任も認めました。また、自主的避難等対象区域のほか、会津地方や茨城県や栃木なども、避難の相当性を広く認定しました。⇒⑥

一方で、

①LNTモデルは科学的に実証されたものとは言えないとし、年間1ミリシーベルトを避難の基準とすることはできないとしたこと

②2012年4月1日までに避難したものに限定して避難の相当性を認めたこと

③ 賠償期間を避難開始から2年間に限定したこと

④ 賠償額があまりに低いことなど

多くの問題点もありました。⇒⑦

その後、大阪高裁へ控訴し、2018年12月から昨年の12月までに、20回の期日が開かれています。

昨年12月の期日では、原告4名の本人尋問があり、私も証言台に立ちました。これは、高裁では珍しいと言われていますが、裁判官が、2018年の京都地裁の判決から7年も経っているので、もう一回話を聞きますということで決まったそうです。

私には、事故当時、会津若松に住んでいた娘がおり、一緒に避難してきましたが、地裁判決では、避難の相当性が認められませんでした。なので、なぜ避難する必要があったのかを追加で証言した形です。一部紹介しますと、

・京都に避難して来て2か月後に長女がうつ病を発症したことを一審では証言しなかったのは、長女が「他人に知られたくない。証言してくれるな」と言っていたから。時間が経ち、いまは精神的にも安定しており、「証言してもいいよ」と言うようになった。長女は当時、うつ病になったのは自分自身に原因があると思っていたようだ。いまは、環境の変化に伴うストレスが原因だと思うようになった、と言っている。

本当は、もっと大変な思いをしている原告も多くいるのですが、いま現在、問題を抱えている人、その渦中にある人というのは、やはり話すことができません。私は時間が経ち、証言することができましたが、いまなお苦しんでいる人がいることも知っていただけだと思います。それぞれ証言した内容は、人前で話すのは正直しんどいであろう病気のことも多く、勇気のいることだったと思います。

私たち原告は、裁判官に対し、原発事故に関する東電と国の責任を明確にした判決を出してほしい、また、国の責任を認め、原告全員に完全賠償してほしいことを訴えま

した。証言した原告の思いが、裁判官にしっかり伝わっていることに期待したいです。

⇒⑧

一昨年の6. 17の最高裁判決以降、この最高裁判決に続き、国の責任を否定する高裁判決が相次いでいます。今年に入ってから山形訴訟、神奈川訴訟でも国の責任が否定されています。

私たちは、この流れを何としても京都訴訟でくい止めて、国の責任を明確に認めさせたいと考えています。⇒⑨

その取り組みの1つとして昨年 3 月から始めた公正判決を求める 2 次署名があります。12 月の期日の時に大阪高裁に提出しました。個人署名が 6932 筆、団体署名が 180 団体となっています。既に皆さまにもご協力いただいておりますが、判決まで続けますので、引き続きよろしくお願いします。⇒⑩

また、期日には事前集会やパレードを実施していますが、毎月大阪高裁前でアピール行動も行っています。これまで月 1 回の行動でしたが、昨年末から国の責任を認めない判決が続いていることもあり、先月からは月 2 回実施しています。

アピール、コール、替え歌と混ぜながら、楽しく元気にを合言葉に取り組んでいます。今月と来月の日程もきまっていますので、都合のつくかたはぜひ参加して下さい。

ここで昨年 6 月の期日の集会の様子をまとめた動画を紹介します。⇒⑪

⇒⑫

コール

⇒⑬

替え歌

⇒⑭

京都訴訟、本当にラストスパートです。

3 月 1 日の期日は、風船パレードを行います。

そして、5 月 22 日は結審となります。

原告団としても、再度結集し、気持ちを 1 つに団結して闘っていくつもりですので、どう

か最後までご支援くださいますようお願いいたします。
ぜひ傍聴にお越しく下さい。